

事務連絡
令和3年12月24日

各都道府県財政担当課
各都道府県市町村担当課
各都道府県障害支援担当課
各都道府県特別支援教育担当課

御中

厚生労働省社会・援護局 障害福祉課
文部科学省初等中等教育局 特別支援教育課
総務省自治財政局 調整課

医療的ケア児支援センター開設支援事業、医療的ケア児等総合支援事業及び
切れ目ない支援体制整備充実事業に係る地方財政措置について

「令和4年度医療的ケア児等総合支援事業の実施要綱（案）等について」（令和3年12月24日付け厚生労働省事務連絡）及び「令和4年度政府予算案における「切れ目ない支援体制整備充実事業」について（周知）」（令和3年12月24日付け文部科学省事務連絡）において、医療的ケア児支援センター開設支援事業、医療的ケア児等総合支援事業及び切れ目ない支援体制整備充実事業に係る地方負担について、地方財政措置が講じられることをお知らせしておりますが、その詳細については下記のとおりです。

各都道府県におかれては、貴都道府県内市区町村に対しても本事務連絡について周知いただきますようお願いいたします。

記

【医療的ケア児支援センター開設支援事業（令和3年度補正予算）（厚生労働省所管）】

医療的ケア児支援センター開設支援事業に係る地方負担について、新たに普通交付税措置（国の補正予算に伴う地方負担への対応として令和3年度に限り創設する「臨時経済対策費」（道府県分））を講じることとしていること。

【医療的ケア児等総合支援事業（令和4年度当初予算）（厚生労働省所管）】

医療的ケア児等総合支援事業に係る地方負担について、普通交付税措置（「社会福祉費」（道府県分、市町村分））を講じることとしていること。

【切れ目ない支援体制整備充実事業（令和4年度当初予算）（文部科学省所管）】

切れ目ない支援体制整備充実事業に係る地方負担について、普通交付税措置（「その他の教育費」（道府県分、市町村分））を講じることとしていること。

【担当】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 佐々木

電話：03-3595-2608

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課 大村、佐々木

電話：03-6734-3192

総務省自治財政局調整課 江戸、岩崎

電話：03-5253-5618